整理番号

会派代表者 裁

経理責任者

(华

経理担当者

使途項目

支出証 拁

7 7 9 -004

会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ – 中 濹

経	費項	目	調査研究費・研修費・几	を 要請申請申請責・会	議費・資料作	成費・資	彩購入費	・事務費・事務所費・人	件費
内		容	ドメインネ	性特责					
年	月	日	令和 乙年 十月	1日~令和乙年	月8日	金	額	1,000	円 円

ホームハローや掲載のたの 目的 世界時 使 途 ホームハールーノントケ 代で入り 政務活動• 県政との 関連性

ご利用明細

、。三菱UFJ銀行

ご来店いただきありがとうございます。 お取引内容 0110040363123 お振り込み

	H.	<u> </u>	<u>. ب</u>			<u> </u>		~	444-	-				-			-
		受付	通習	金	行	番号	支	店	番号		坐 葎	号					
	ı	,-															
	1						Α,						_				
										ந	取与	金	俱				- 1
	1	**	* :	* *	*	* *	*			L			¥	3	, 3	<u> 0</u>	<u>0 *</u>
٠.	-	* *	*:	* *	*	* *	*	*	* *	*	* *	**	٠ж				
	Ī	お取で	扱いきな	い場	合	残鄙											
	-							_	_	_			*		*_	*	
· <u>.</u>		翈		25	税	ŒW.	<u>1</u>	1	<u>0 *</u>	#3°:	מכ						
į	íd igi			U				彴							•		- 1
1	お最入先	横	兵														
	#	普				89											
1	· #	カ)	ን	17	. "	1-	· Ŧ	"	イ –	7	イウ	I,	7 "		Ξ	1 =	ケー
- -	اہ	ÐΈ											•			•	
	اءِ	ナカ	4	" 7)	Ξ7	F/	ŋ.	様								-
1	ご依頼人										٠						
¦. -	^	01	1	90	19	02	9	5	59								

 $\frac{10}{3410} \times \frac{7}{12} = 1990$ (建了4月合)

※ 契約期間 2019年11月9日 ~ 2020年11月8日のうち、 2020年3月までの5ヶ月分(1.420月)は元年度に請抗海 今回は残りの 2020年4月以降の7ヶ月かき請求する。 (2019年10月封4額) (元叛請求額) (细潮流) 1.990 A 1.420 A 3.410 A

按分の理由	領収書金額(a)		按分率(b)		政務活動費支出額(a	×b)
全て政務活動にかかる		•	/			
ものである。	1.990	円	100	%	1.990	円

[※] 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に 記入すること。

〒 424-0821

静岡県静岡市清水区相生町7-26



中沢みちのり事務所

中沢通訓 様

20190901 - 0000096532

株式会社KDDIウェブコミュニケーションズ

〒107-0062

東京都港区南青山2-26-1 南青山ブライトスクエア10階 Tel: 0120-577-399 Fax: 03-6756-9621 お問い合わせ先 E-mail:accounting@cpi.ad.jp



求

下記の通りご請求申し上げます。【銀行振込】【電子決済】いずれかの方法でお支払いください。 ご請求やご入金に関してご不明点がございましたらば、【 0120-577-399 】へお問い合わせください。

請求番号

011909029559

ご請求金額

¥3,300

お支払期限 2019年10月8日

【銀行振込】マイページあるいは振込み明細フォーム(https://www.cpi.ad.jp/payment-form/)より明細をご連絡の上、お振込ください。 振込先 三菱UFJ銀行-横浜西口支店 普通 5189475 株式会社KDDIウェブコミュニケーションス・(カ)ケイディーディーアイウェブコミュニケーションズ ※お振込手数料はお客様にてご負担いただきますようお願いいたします。

【電子決済(クレジットカード・ペイジー)】マイページ(https://login.cpi.ad.jp/login.php)へログインの上、メニュー内「請求一覧」よりお手続きください。 ※一部のサービスは電子決済に対応しておりません。お手数ですが銀行振込をご利用ください。

- ※マイページのログイン情報は管理先ご担当者様へお渡ししております。「請求一覧」より電子決済手続き用URLを請求先メールアドレスへ 送信することができますので、管理先ご担当者様へURL送信をご依頼ください。
- ●ご契約期間の開始日が 2019年10月1日以降の場合は消費税率10% でのご請求となります。詳細はCPIのウェブサイトをご確認ください。 ●マイページ内「請求一覧」より、本ご請求内容のお見積書発行が可能となりました。(一部請求書は適用外です。別途ご連絡ください。) ●新規お申し込みサーバーの設定作業開始は、ご入金確認後となります。(シェアードブラン無料お試しサービスを除く)

ドメイン名: nakazawa-m.com

ご契約期間:2019年11月09日~ 2020年11月08日

数字包括名字 》		न्नीत्रेद्धाः	plink .	* #	WEEK.	/2 85
ドメイン維持費	:	2019年11月09日~	・2020年11月08日	¥3,000	1	¥3,000
<小計>						¥3,000
<合計>						¥3.300

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤 通 訓)
経費項目 調査研費・研修費・広感は関サ・要請輔等活動・会議費・資料作成サ・事務費・事務費・事務所費・人件費
内 容 ドンメインイ実 (3) 半十
年月日 令和 2年 11月 30日 金 額 33 514 円

目的 HPがは手子 使途 サーバー 東子 政務活動・ 県政との 関連性

ご利用明細

三菱UFJ銀行

ご来店いただきありがとうございます。 このご利用明細は必ずお持ち帰りください。

,	このご利用明緒	明は必ずお持ち帰り	くたさい。			
		取扱店番	お取っ	内容		
		7036312		お振	<u>り込</u>	み
	受付通番 銀	行番号 支店番号	口座番号	寻		
						Sec.
			お取引	金額		
	****	***	<u> </u>	¥50	<u>, 16</u>	<u>0</u> *
		*****	<u>***</u>	**		
	お取扱い できない場合	残高				i
;				<u>*</u>	* *	
1	門, 25	型110+	おつり			
ž	三菱UI	7 J銀行				
お振込先	横浜西口	コ支店				
1. 1.	普通 5	189475	•			
・お受取人	カンケイテ	" イーテ" イ-	-アイウコ	ב״כו	E1 2	ケー
7	シヨンス"	様				
چ	ナカサ゛ワ	ミチノリ様				
ご依頼人						
^	01190	9173467	7			
l L				4		

50160 110 × 8 = 33,514 (3484月今)

※ 契約期間 2019年12月1日~ 2020年11月30日のうち、 2020年3月までの4州分(16.756円)は元年度に請求部 今回は残りの2020年4月以降の8州分を請求する。

(2019年11月效額) (元鞍請求額) (今回請求額) 50、270円 - 16、756円= 33、514円

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる		/	
ものである。	33.5/4 _円	100 %	<i>33.5/</i> 4 _円

[※] 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

〒 424-0821

CPI.

静岡県静岡市清水区相生町7-26

中沢みちのり事務所

中沢 通訓 様

20190915 - 0000022577

株式会社KDDIウェブコミュニケーションズ

〒107-0062

東京都港区南青山2-26-1 南青山ブライトスクエア10階 Tel:0120-577-399 Fax:03-6756-9621 お問い合わせ先 E-mail:accounting@cpi.ad.jp



請求書

下記の通りご請求申し上げます。【銀行振込】【電子決済】いずれかの方法でお支払いください。

ご請求やこ入金に関してご不明点がございましたらば、【 0120-577-399 】へお問い合わせください。

請求番号

011909173467

ご請求金額

¥50,160

お支払期限 2019年11月11日

【銀行振込】マイページあるいは振込み明細フォーム(https://www.cpi.adjp/payment-form/)より明細をご連絡の上、お振込ください。 振込先 三菱UFJ銀行 横浜西口支店 普通 5189475 株式会社KDDIウェブコミュニケーションズ (カ)ケイディーディーアイウェブコミュニケーションズ ※お振込手数料はお客様にてご負担いただきますようお願いいたします。

【電子決済(クレシットカード・ペイシー)】マイページ(https://login.cpi.ad.jp/login.php)へロブインの上、メニュー内「請求一覧」よりお手続きください。 ※一部のサービスは電子決済に対応しておりません。お手数ですが銀行振込をご利用ください。

- ※マイページのログイン情報は管理先ご担当者様へお渡ししております。「請求一覧」より電子決済手続き用URLを請求先メールアドレスへ 送信することができますので、管理先ご担当者様へURL送信をご依頼ください。
- ●ご契約期間の開始日が 2019年10月1日以降の場合は消費税率10% でのご請求となります。詳細はCPIのウェブサイトをご確認ください。
- ●マイページ内「請求一覧」より、本ご請求内容のお見積書発行が可能となりました。(一部請求書は適用外です。別途ご連絡ください。)
- ●新規お申し込みサーバーの設定作業開始は、こ入金確認後となります。(シェアードプラン無料お試しサービスを除く)

ご請求内訳

ドメイン名: nakazawa-m.com

ご契約期間:2019年12月01日~ 2020年11月30日

<i>村</i> 一巨又費名米 (相求的象期間	##	樹墨	楔約期間	1689
サーバー費用	2019年12月01日~ 2020年11月30日	¥3,800	1	12	¥45,600
(Sar=1575) X10 125月)					
<小計>					¥45,600
消費税額(10%)					¥4.560
<合計>					¥50,160

様式第1-1号 整理番号 (伴) 会派代表者 経理責任者 経理担当者 使涂項目 支 出 証 拠 書 7 | 8 | 1 | 0 0 1 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -中 澤 通 訓) 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請輔等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費 経費項目 内 事務所駐車場代(4月分) 容 令和2年3月25日~令和 月 5,000 円 年 月 日 額 H 金 目的 政務活動事務所で使用する駐車場代 使 途 政務活動: 県政との 関連性 ≪領収書貼付枠≫ 領収証。主意通訊事務作樣。 * 10,000 证 相分 强重特代" 内訳 収入印紙 現金 ☆ 70 2年 3月 35日 上記正に領収いたしました。 小切手 手 形 消費税額等(%%)

按分の理由	領収書金額(a)	_	按分率(b)		政務活動費支出額(a×	b)
政務活動と後援会活動			1/2	_		
で按分	10,000	円		%	5, 000	円

コクヨーウケ-98

[※] 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号



経理責任者



経理担当者

使途項目

証 拠 書(各種団体会費) 支 出

7 | 4 | - | 0 | 0 | 1

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・中 澤 通 訓)

経費項目	調査研究費・研修費
内 容	異業種企業交流「白雲会」会費
年月日	令和 2年 ← 月 日 金 額 → ○ 円

		<u> </u>
会の趣旨・		び地域社会のより良き発展を願い、異業種 上めの講演会、セミナー等を催しマネージ
会の活動 内容等	①定例会 ② 研修会の開催 ③ 企業交流会の開催 他	
政務活動・	異業種間交流による研修会を通じて県政 改善に役立てる。	こおける問題点を聴取し、今後の県政施策の ご利用明細 静岡銀行
関連性 ≪領収書貼介	· 枠 ≫	で利用ありがとうございます。 内容をご確認いただきお持ち帰りください。 年月日 振替先店番・科目・口座番号 02:04:03 銀行番号 店番号 科目 □座番号 お取扱店 お取引内容 お取引金額 0141 おり出し ¥30,000 お取扱数 ※************************************
	京	# ジス * オカ * ガ *
※ 添付書類	: 団体の会則・事業概要・その他(06 520 28 60 (車両よご覧ください)

_			
按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる		/	
ものである。	<i>30.330</i> ⊤	100 %	30.330 _H

[※] 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれ ぞれ該当欄に記入すること。

白雲会・会則

第1条 名称及び事務局

本会は白雲会と称し本部を静岡市駿河区広野4-30-6に置き、事務局を随時設置する。

第2条 目 的

本会は参加する会員の物心両面にわたる進展と資質の向上及び地域社会のより良き発展を願い、会員相互の親睦と体力の維持を軸とし、更に異業種との交流を図り、それぞれの人格を磨くため講演会、セミナー等を催しマネージメントとしての人間造りを目的とする。

第3条 組 織

① 会員

本会の目的に賛同する企業及び個人で、役員会で有資格者と認められたもの。

② 新入会員

新入会員の承認は、4月、10月の年2回とする。

③ 役員

本会に次の役員を置く事が出来る。

- ・会長1名・副会長1名・幹事若干名・会計若干名・監査1名、なお必要に応じ相談役を置く事が出来る。
- ④ 役員の選出及び任期

役員の選出は役員会の推薦により、総会で承認を得るものとし、任期 は2年とする。但し再任を妨げない。

⑤ 退会(会員資格の喪失)

本人の届出、又は会則に違反した場合、役員会の審議による。

第4条 経費及び会計年度

① 会費

本会の運営経費は会費をもってこれに当てる。会費は企業及び個人一単位に付き基本1口(1年間)30,000円とする。

途中入会の方は、入会承認が4月、10月のためそれまではビジターとする。(会費は当日の実費を徴収する)

② 会計年度

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

第5条 事 業

本会の目的を遂行するため次の事業を行う。

① 定例会

偶数月を基本とするが、他の事業と重複しての開催もある。

②研修会の開催

全会員参加による経済、行政に関する講演会及び情報交換会(不定期)

③ 企業交流会の開催

各企業を対象とし、異業種間の技能及び経営情報等の交換会(不定期)

④ 親睦会の開催

全会員を対象とし、相互の交流と親睦を推進する。

第6条 会 議

① 総会

毎年1回定期的に開催し、事業及び会計の経過報告と役員承認等事項 に付き議決する。

② 役員会

隔月に定例会を開催し、本会運営に関する必要事項を討議推進する。 また役員会は年度最終回までに役員選考及び推薦を行う。

③ 議長

前記①、②項に関する会議の議長は、会員の中より選出されたものがその任に当たる。

第7条 慶弔金

会員に慶弔が生じた場合は役員会において協議し決める。

第8条 会則の改廃

この会則の制定、改廃は総会の承認を得て行う。

付則 (施行)

- この会則は平成 4年4月1日から施行する。
- この会則は平成19年4月9日から一部改正実施する。
- この会則は平成21年4月6日から一部改正実施する。
- この会則は平成23年4月25日から一部改正実施する。
- この会則は平成29年4月3日から一部改正実施する。

*お願い=会員は、名簿の記載事項に変更があった場合や慶弔に関して、 個人又は他の会員の情報を知りえた時は幹事まで速やかにご連 絡下さい。 様式第1-2号 整理番号 伴 会派代表者 経理責任者 経理担当者 使涂項目 支 出 拠 書(各種団体会費) 証 $7 \mid 4$ 0 0 1 (会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・中 澤 通 訓) 経費項目 調查研究費·研修費 NPO法人暴下過入恋人分步 内. 日~平成 3年3月 日 令和 2年←月 年 月 10152円 日 金 額 海産物下海にきていた地からの水の 会の趣旨・ 巻によるものの思想でである 的 目 会の活動 三世部 周也の山への一世神 内容等 したらすることからもまたすれることにつかかると思せにはいける 政務活動・ 県政との 関連性 ≪領収書貼付枠≫ 印紙税申告納 付につき麹町 税務署承認済 脈 金で 菜田 簅 数っ 振っ 雷 電き 田 6 N ZU T 平 ΑĀ Щ 私込合額 11 02 投 かの

按分の理由	領収書金額(a)		按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる			/ .	
ものである。	10.152	円.	100 %	10.152 _円

※ 添付書類:団体の会則・事業概要・その他 (

金ワ

記載はある打下した場合は、その国内に

月生

4 H

[※] 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれ ぞれ該当欄に記入すること。

特定非営利活動法人 森は海の恋人 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 森は海の恋人という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮城県気仙沼市唐桑町西舞根133番地1に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、三陸牡蠣養殖の主要地である気仙沼湾とそこに注ぐ二級河川である大川を舞台とし、「森は海の 恋人」の理念のもとに、森・川・海の流域全体を一つの共同体としてとらえ、豊饒な海の恵みを将来に渡って多く の人々が享受できるように、森づくり・環境教育・自然環境保全に関する三つの事業を国内外の団体と協力しなが ら行い、人と自然が調和した豊かな社会の構築に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。
 - (1) 社会教育の推進を図る活動
 - (2) まちづくりの推進を図る活動
 - (3) 環境の保全を図る活動
 - (4) 国際協力の活動
 - (5) 子どもの健全育成を図る活動
 - (6) 科学技術の振興を図る活動
 - (7) 経済活動の活性化を図る活動

(業業)

- 第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 森づくりに関する事業・
 - ② 自然環境の保全に関する事業
 - ③ 環境教育に関する事業
 - ④ 国内外の団体との交流を促進する事業
 - ⑤ 前述の各事業に関する情報を提供する事業
 - ⑥ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

- 第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員と する。
 - (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体のうち、法人の運営及び事業に参加するもの。 総会における議決権を有する。
 - (2) 賛助会員 この法人を支援する目的で入会した個人及び団体。総会における議決権を有しない。
 - (3) その他の会員
- 2 前項第3号に定める会員に関する規定は、総会で別に定める。

(入会)

- 第7条 この法人に会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 2 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

- 第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
 - (1) 退会届の提出をしたとき。
 - (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
 - (3) 継続して2年以上会費を滞納し、かつ、催告に応じないとき。
 - (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

- 第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決によりこれを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
 - (1) この法人の定款等に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

(会費等の不返還)

第12条 既に納入された入会金、会費及びその他の金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

- 第13条 この法人に次の役員を置く。
 - (1) 理事 5人以上10人以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

- 第14条 理事及び監事は、総会において選任する。
- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当 該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

- 第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、(理事長があらかじめ指名した順序によって、) その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する 重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定に関わらず、後任の役員が選定されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその 任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任の役員が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決によりこれを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
 - (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

- . 第23条 総会は、次の事項について議決する。
 - (1) 定款の変更
 - (2) 解散
 - (3) 合併
 - (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更に関する事項
 - (5) 事業報告及び収支決算に関する事項
 - (6) 役員の選任等に関する事項
 - (7) 入会金及び会費に関する事項
 - (8) 事務局の組織等に関する事項
 - (9) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
 - (10)その他運営に関する重要事項

(開催)

- 第24条 通常総会は、毎年1回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した豊面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

- 第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 20 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも総会の5日前 までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 総会の職事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

- 第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、 又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

- 第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数 (書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

- 第32条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項について議決する。
 - (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

- 第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

- 第34条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも理事会の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、副理事長がこれに当たる。

(議決)

- 第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

- 第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議失について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(陰 專級)

- 第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあっては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
 - (I) 設立当初の財産目録に記載された資産
 - (2) 入会金及び会費
 - (3) 寄附金品
 - (4) 財産から生じる収入
 - (5) 事業に伴う収入
 - (6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

- 第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。
- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

- 第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、 速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようと するときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

- 第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。
 - (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。) したときに残存する財産は、法第11条 第3項に掲げる者のうち、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て決定された者に譲渡するものとす る。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の 認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

 理事長
 畠山重篤

 副理事長
 畠山信

 理事
 安田喜憲

 理事
 古川嘉彦

 理事
 大村隆男

 監事
 鈴木健一

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 22 年 3 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5. この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成22年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員「年会費」
 - · 個人 10,000円
 - · 団体 50,000円
 - (2) 贊助会員「年会費」
 - · 個人 3,000円
 - · 団体 30,000円

					整理番号	4-5
決裁	会派代表者	門部	経理責任者	伴	経理担当者	

使途項目

サーチキー

支 出 証 拠 書

7 8 0 - 0 0 5

」 (会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ —中 澤 通 訓)

経	費項	〔目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要譲続等額	動費・	会議費・	資料作	成費・資料	構入費	・事務費・	事務所費・人件	攢
内		容	自動車リース料 (一月分)				-	•	•		-
年	月	田	令和乙年 千月 台日~令和	年	月	月	金	額		15,840	円

目的	政務活動に必要な車両のリース
. 使 途	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
政務活動·	·
県政との	_
関連性	

≪領収書貼付枠≫

اد ا	·	 . <u>-</u>	=	=	清要 3	 3客さまメ ⁵	Ē	お引き出し金額	- お _ろ
is	<u> </u>	02-	-04	-06	SMBC	(ナカニホ)	λŲ	31,680	
2		02	-04	-07	,			•	
1 3	}	02	-04	-13				•	
2	į	02	-04	-13	-				
, 5	5	02	-04	-15	_				
. (3	02	-04	-30					
	7	02	-05	-01	_[
	`								

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と私用で按分		1/2	
	31,680 円	%	15,840 円

[※] 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

•				整理番号	4-6
 決 会派代表者 	静	経理責任者	伴	経理担当者	0.1

使途項目

サーチキー

支 出 証 拠 書

 $\begin{bmatrix}
 7 & 8 & 0
 \end{bmatrix}
 - 0 & 0 & 2$

-会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ --中 澤 通 訓)

経	費項	目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請申	等活動費	・会議費	・資料作	成費・資	料購入費	• 事務費	・事務所費・人件	費
内		容	コピー機リース料(一月分	})							
年	月	日	令和 2年 4月 7日~令和	年	月	.日	金	額		4,968	円

目的	政務活動に必要なコピー機のリース
使 途	_
政務活動·	
県政との	· - ·
関連性	

≪領収書貼付枠≫

7	02-04-06	_	
2	02-04-07	HC) E9FC-NBL	9, 936
	02-04-13	}	
4	02-04-13		
5	02-04-15		
6	02-04-30	••	
7_	02-05-01		•

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動		1/2	
で按分	. 9,936 円	%	· 4,968 円

[※] 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 会派代表者 経理責任者 経理担当者 裁 使途項目 支出証拠書 79-004 (会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ – 中澤 通訓) 経費項目 調査研究費・研修費・広藤広報費・竪調練情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費 写真代 令和 ~年千月 日~令和 648 年 月 Θ 年 月日 額 円 金 政務等事写真の記録. 目 的 字真代 使 途 HP12/EPA3750 政務活動· 県政との 関連性 《領収書貼付枠》 ············ 領 収 証 ········· 2020年4月7日 中沢通訓 様 ¥ 840 但写真代金 上記正に領収いたしました 杉山カメラ店
#門市清水区美業物町3-12

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる		/	0.4
ものである。	840 円	100 %	840 _円

TEL<0543> 5 2 - 8 2 1 0 FAX<0543> 5 2 - 5 0 9 3

税抜金額

消費税額(

[※] 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に 記入すること。

	Ĭ			整理番号	48
決 会派代表	者。常	経理責任者	(#)	経理担当	者
使途項目 7 7 9 -	サーチキー - 0 0 4 (会派	支 出 証名・議員氏名 &		民クラブ ―中	澤 通 訓)
経費項目	調査研究費・研修費・	広聴広報費・要請陳情等活動費	・会議費・資料作	式費・資料購入費・事	務費・事務所費・人件費
内 容	ホームページ管	理・更新料(4 月請求多	(र्ह	
年月日	令和 乙年 4月	日~令和 年	月 日	金額	11,000 円
目.的	県政関係の情報	や政務活動の情報を	報告する。		
使途	ホームページ管理	里・更新料 ————————			
政務活動・ 県政との 関連性	ホームページを	通じ、県政の情報や	で政務活動の状	況を広く県民に幸	報告する。
≪領収書貼付	枠≫	払着:中澤 通			
3	領収証			Na.	÷.
	中三尺事	客所	様_	2#4	月 🔿 日
	金額	¥//	000	2	
	内消費税等		「七としこ		
	現 金 小切手		rukita され 市清水区船制 北川 /FAX (054	たがわ商店 9.3-849 20 昌 島	2
Special wheels with French 12 or	H HISAGO#778	TEL		•	A

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる		/	
ものである。	11,000 円	100 %	11,000 円

[※] 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

4-9 整理番号 会派代表者 経理責任者 経理担当者 裁

使途項目

サーチキー

支 出 証 拠 書

7 7 8 - 0 0 1

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤 通訓)

経	費項	自	調査研究費・研修費・広徳広報費・要請柬情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費
内		容	書籍購読(季刊地域 定期購読)
年	月	日	令和2年4月9日 ~ 令和 年 月 日 金 額 3,772 円

目的	現代における農山漁村に関する情報収集					
使 途	2020 年春号(5月)から年間4冊を購読					
政務活動・ 県政との 関 連 性	一次産業に関する情報を収集し、議会質問や政策の参考にする。					
≪領収書貼付本						

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)	
全て政務活動にかかる		/		
ものである。	3,772 円	1.00 %	3,772 円	

[※] 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に 記入すること。

書誌詳細情報



ツイート

いいね! 1

季刊地域

季刊地域 定期購読申込み(202 0年春号から)

ゆるがぬ暮らし

著者

農文協 編

定価

3,772円 (税込)

ISBNコード

540tiiki

発行日

2010/03

出版

農山漁村文化協会(農文協)

判型/頁数

B5 150ページ

在庫

あり

一 買い物かごに入れる

この本のジャンル

- → 農文協公開書誌 >> 雑誌 >> 地域 >> 季刊地域
- → 農文協 公開書誌 >> 雑誌 >> 農業 >> 増刊現代農業

● 解説

「増刊現代農業」「農村文化運動」「21世紀の日本を考える」の3誌が一緒になって新創刊!

定年帰農・半農半X・地元学・グリーンツーリズム・直売所・食の文化祭・鳴子の米プロジェクト・弁当の日……閉塞する「いま」(近代)という時代と抗し、時代をつき抜けて、光り輝く人や家族の生き方、地域のあり方を発信し続け、脱産業社会・脱中央集権社会・脱格差社会・脱グローバリゼーション社会の「希望」を提示してきた「増刊現代農業」。故・藤本敏夫氏(農事組合法人・鴨川自然王国国王)が「いつも時代の一歩先、二歩先を行く」と絶賛していた「人と自然、食と農、家族と地域の思想・文化運動誌」。

季刊地域ホームページ

● 解説 (詳細)

- ■本誌は、現代農業増刊号として、春・5月増刊、夏・8月増刊、秋・11月増刊、冬・2月増刊、以上年間4冊発行します。(発売日は表示月の前月5日です)1部943円(送料120円)、年間購読料は、3,772円(前納一括払いで送料サービス)です。
- ■年間購読料のお支払いについて

本誌のお支払いは一年ごとの前払いをお願いしております。支払月についての ご希望がある場合はご相談ください。前払いの方には送料をサービスさせてい ただきます。

●郵便振替をご利用の場合

初号に同封の振替用紙でをお使いください。振り込み手数料はかかりません。初号到着から2週間以内にご送金くださると幸甚に存じます。

●農協や銀行・郵便局での口座からのお引落しの場合

口座引落しての手続きをいただきました方には、登録手続きが完了した翌月に、一年分の誌代3,704円のお引落しをさせていただきます。引落しの期日は毎月23日となります(祝祭日のときはその後の営業日)。口座へのご準備をお願い申し上げます。

●継続・中止手続きについて

本誌の定期購読では、あらかじめ購読終了時期を決めておりません。

誌代がちょうど切れます号に、継続のお願いとご送金のお願いの文書をお入れいたします。2年目以降のご購読を中止されるときは、下記の農文協電算センターまでご連絡ください。

(一社)農山漁村文化協会 電算センター

〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町4-379-5 安藤恒産ビル3階 FAX:048-642-8085・電話:048-642-8084

整理番号(十一10)

決 裁 会派代表者 門部

経理責任者

伴

経理担当者

.

使途項目

サーチキー

支 出 証 拠 書

774-003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ – 中澤 通訓)

経	費項	目	調査研究費・研修費・広聴広報費・竪調練情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費
内		容	南军制造、构建
年	月	田	令和之年4月月日~令和 年 月 日 金 額 200円

目的	高等報院高重.
使 途	对事事号
政務活動 県政との 関連性	新型コロナるによるでまかりの。

≪領収書貼付枠≫

AMANO Management Service

1 100 - 34- 100

アットバーク清水駅前

領収証

またのご利用をお待ちしております。

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる	•	/	
ものである。	200 円	100 %	200.円

[※] 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

•			整理番号	4-11
決 会派代表者 (戸 経理責任者	伴	経理担当者	
使途項目 サーチキ 7 8 0 - 0 0 3	_ 文 出	E 拠 書 ふじのくに県民/	ブラブ ―中 澤	通 訓)
経費項目調査研究費・	研修費・広聴広報費・要請補等活動	費・会議費・資料作成費	・・資料購入費・事務費	・事務所費・人件費
内 容 携帯電話	話代(a u Z 月請)	求分)		
年月日 令和	三千月 17日~令和 年	月日金	金 額 "	8.411 A
目.的 政務活動	かに使用する携帯電話代			,
使 途 -	_			
政務活動・ 県政との 関連-性				
≪領収する で利用明細書 平素は当社のカードをお引落口座へのご入まます 支払日 当月お支払合計額	をご利用いただき誠にありがとうござし 金は、お支払日の前日(金融機関営業E 2 _年 4 _月 10 _日 当月ご頭求額 事前お支払額 内キャッシング分 合 計	70356 _円 70356 _円 70356 _円	す。 サーラカ 員番号 金融機関名 通帳配号	- ←
で制用 で利用 で利用 明細 で利用 で利用 の で利用 の で利用 の で 利用 の で 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	1電話利用料		16.822 0 2	
按分の理由 政務活動と私用で按分	領収書金額(a)	按分率(b) 政務活	動費支出額(a×b)

按分の理由・	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と私用で按分	(())	1/2	011
	16%22円	<i>50</i> %	8, T. () A

[※] 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に 記入すること。

様式第1-1号 整理番号 伴 会派代表者 経理責任者 経理担当者 裁 使途項目 ーチキ ·Ш 拠 支 証 3 0 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中 澤 経費項目 内 令和 2年十月36日~令和 040 19 月 月 · 年 日 日 フタイマるに下ける12D部1712か、一調査 目的 回動車道 使 途 人居外税设到191 政務活動· 県政との 関連性 ≪領収書貼付枠≫ ¥1,480-20年 4月12日 9時23分 フリーダイヤル 0120-922-229 上記番号をご使用になれないお客さまは TEL 052-223-0333 (有料) 愛知県名古屋市中区錦2-18-19 面行料金は、消費税率10%対象です 有効期限21年12月 料金所では一旦停車してください。 取扱番号202 -00090853 NEXCO #8# 利用証明書 こ利用ありがとうこざいます 島田金谷 中日本高速道路株式会社 -入口料金所一 消水 会員番号 (支払 割引前料金 割 引△ ご利用額 (水水) 對金所

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる		/	
ものである。	1、040 円	100 %	1.040 円

[※] 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

様式第1-1	号			整理都	子号	4-13
決 会派代表	渚部	経理責任者	伴	経理担	当者	
使途項目 7 8 0 —	サーチキー - 0 0 1 (会派名	支 出 証		民クラブ -	中澤	通 訓)
経費項目	調査研究費・研修費・広東	徳広報費・要請練情等活動費	・会議費・資料作	成費・資料購入費	・事務費	・事務所費・人件費
内容	事務用品代(「	ロートリッと	<u></u>)		
年 月 日	令和 □年 ←月(七十一个令和 年	月日	金額	1	0万60円
自的	政務活動に使用す	る事務用品		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
使 途						
政務活動・ 県政との 関連性 ≪領収書貼付	— - - -	ご利用明細で表現しただきありがと	:うございます。	UFJ銀行		
		年月日 取扱 0 2 0 4 1 4 0 3 6 受付通番 銀行番号 0 1 0 8	古番 お取引内容 53123 お 支店番号 口座番号 お取引金額	振り込み		
		お野婆が場合 残高 「中ツ・58 数年野 記 三井住友銀行 しらゆり支ば	140± 1300	0,120*		
	;		プロテクト様			

按分の理由	領収書金額(a)		按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)	
全て政務活動にかかる			/		
ものである。	10.560	円	100 %	10、560 円	

[※] 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に 記入すること。

 決
 会派代表者
 経理責任者
 経理担当者

使途項目

サーチキー

支 出 証 拠 書(各種団体会費)

 $\begin{bmatrix}
 7 & 7 & 4
 \end{bmatrix}$ $\begin{bmatrix}
 0 & 0 & 1
 \end{bmatrix}$

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・中 澤 通 訓)

経費項目			目	調査研究費・研修費								
P	内容以下等等為サホートセンターそらを参											
左	F	月	日	令和乙年十月/5日~平	 戎 年	户	·日	金	額	3.	175	円

NPO支援と腎害高支援不行 会の趣旨・ 的 (12/12h) 会の活動 内容等 京高化のアーかれるみ 政務活動: ZR15 253 県政との 関連性 ≪領収書貼付枠; 印紙税申告納 付につき麹町 税務署承認済 はか 脈 金で 替料:0 円, 121 簅 歳0 温 **⊞** 1 00820-0 電き *e v* 田 ΣU 끤 ∢ ₹ 平 お取扱日 田田 Ci Di 込金額 額り かの 入お金つ 月件 ※ 添付書類:団体の会則・事業概要・その他()

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)		
全て政務活動にかかる		/			
ものである。	3、152 円	100 %	3.152 _円		

[※] 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 清水障害者サポートセンターそら(以下「法人」という。)という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県静岡市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、障害児・者及び介護を必要とする方々とその家族に、総合的な福祉 サービスを提供していくことにより、地域社会で自立し、心豊かに生活できるよう援助 することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

- 第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法(以下「法」 という。)第2条別表のうち、次に掲げる種類の活動を総合的に行う。
- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
 - (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
 - (4) 子どもの健全育成を図る活動
 - (5) 情報化社会の発展を図る活動
 - (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活 動

(事業)

- 第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。
 - (1) 会員制による有料介助者派遣及び福祉有償運送の事業
 - (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく委託相談 支援事業
 - (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談 支援事業
 - (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉

サービス事業

- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者移動支援事業
- (6) 介護保険法に基づく訪問事業
- (7) 介護保険法に基づく第1号訪問事業
- (8) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
- (9) 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
- (10) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
- (11) その他、この法人の目的を達成するための事業

第3章 会 員

(会員の種別)

- 第6条 この法人の会員は次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。
 - (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会手続きを完了した個人及び団体
 - (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会手続きを完了した個人及び団体

(会員の入会)

- 第7条 この法人の会員として入会を希望する者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長へ申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 2 理事長は、前項の者の入会を認めない時は、速やかに、理由を付した書面をもって、 入会申込書に記入してある本人又は団体にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、理事会において定めた年会費を法人に納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

- 第9条 この法人の会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
 - (1) 会員が退会届を提出又は退会の意思を理事長へ伝達したとき
 - (2) 会員本人が死亡し、又は、会員である団体が消滅したとき
 - (3) 年会費を継続して1年以上滞納したとき
 - (4) 除名されたとき

(会員の退会)

第 10条 会員は、理事長に対し、退会届の提出又は退会の意思を伝達することで、任意に 退会することができる。

(会員の除名)

- 第 11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、その 会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与 えなければならない。
 - (1) この定款及び各種法令等に違反したとき
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(拠出金品の不返還)

第12条 この法人は、すでに納入された会費及びその他の拠出金品は返還しない。

第4章 役 員

(役員の種類及び定数)

- 第13条 この法人に、次の役員を置く。
 - (1) 理事長 1人
 - (2) 副理事長 1人以上
 - (3) 理事(理事長及び副理事長を含む) 5人以上
 - (4) 監事 2人以上

(役員の選任等)

- 第14条 この法人の理事及び監事は、総会において選任する。
- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選により決定する。
- 3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が 1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総 数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(役員の職務)

- 第15条 この法人の理事長は、この法人を代表し、業務を統括する。
- 2 副理事長は、理事長を補佐して業務を掌理し、理事長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務の執行を決定する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること
 - (3)前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は 法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総 会又は所轄庁に報告すること
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

(役員の任期等)

- 第16条 この法人の役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者の任期の残 存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了においても、後任者が就任するまでは、その職務をおこな わなければならない。

(役員の欠員補充)

第17条 この法人の理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、 遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員の解任)

- 第 18 条 この法人の役員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、 その役員を解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機 会を与えなければならない。
 - (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(役員の報酬)

- 第19条 この法人の役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 この法人の役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し、必要な事項は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総 会

(総会の種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第21条 この法人の総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

- 第22条 この法人の総会は、この法人の運営に関する次の事項を議決する。
 - (1) 定款の変更
 - (2)解散
 - (3)合併
 - (4) 事業報告及び決算
 - (5) 役員の選任又は解任、並びに職務
 - (6) 会員の除名
 - (7) その他この法人の運営に関する重要事項

(総会の開催)

第23条 この法人の通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
 - (2) 会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の 請求があったとき
 - (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき

(総会の招集)

- 第24条 この法人の総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨 時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面により、 少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 この法人の総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 この法人の総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

- 第27条 この法人の総会における議決事項は、第24条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、総会出席者の3分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。
- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の表決権等)

第28条 正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項に ついて書面又は電磁的方法をもって表決し、若しくは他の正会員を代理人として表決を 委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条及び第29条第2項の適用 については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

- 第29条 この法人の総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければ ならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面等表決者又は表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること。)
 - (3)審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印 又は署名押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に係らず、正会員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した

議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前項の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(理事会の構成)

第30条 この法人の理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

- 第31条 この法人の理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
 - (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 事業計画及び予算の決定並びにその変更
- (3)総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (4)役員の報酬
 - (5) 年会費の額
 - (6) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。) その他新た な義務の負担及び権利の放棄
 - (7) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

- 第32条 この法人の理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき
 - (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の 請求があったとき
 - (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から理事会の招集請求があったとき

(理事会の招集)

- 第33条 この法人の理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第1項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日か 615日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面等により、開催日の少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 この法人の理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の定足数)

第35条 この法人の理事会は、出席理事の総数が理事総数の2分の1以上なければ開催することができない。

(理事会の議決)

- 第36条 この法人の理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によりあらかじめ 通知した事項とする。ただし議事が緊急を要するもので、出席理事の3分の2以上の同 意があった場合にはこの限りではない。
- 2 理事会の議事は、出席者総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

- 第37条 この法人の理事会における各理事の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項 について書面等をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第32条第2項及び第38条第1項第2号の適用 については、理事会に出欠したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

- 第38条 この法人の理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面等表決者にあたってはその数を付記すること。)
 - (3)審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上の記名押印 又は署名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 設立当初の財産自録に記載された財産
 - (2) 会費
 - (3) 寄附金品
- : (4) 資産から生ずる収入
 - (5) 事業に伴う収入
 - (6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、理事会において議決を経なければならない。

(暫定予算)

- 第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入・支出することができる。
- 2 前項の収入・支出は、新たに成立した予算の収入・支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算の中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の変更)

第47条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算 を変更することができる。

(事業報告及び決算)

- 第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する 書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を経たうえで、総会 において議決を経なければならない。
- 2 決算上、剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人の定款を変更しようとするときは、総会において、出席した正会員の過 半数の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合は、所轄庁の 認証を得なければならない。

(解散)

- 第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。
 - (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠乏
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続きの開始
 - (6) 所轄庁による設立認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、会員総数の3分の2以上の承諾 を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
- 4 この法人が解散したときは、理事が精算人となる。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、 法第11条第3項に掲げる者のうち、解散の時点における総会において議決された者に 譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の 議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト(法人入力情報欄)に掲載して行う。

第10章 事務局

(事務局)

第55条 この法人の事務を処理する事務局については、理事長が別に定める。

第11章 雑 則

(細則)

第56条 この法人の定款を施行するに関し必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が 別に定める。

1561 E11

- 1 この定款は、この法人の設立の日から施行する。
- 2 本会の設立当初の会費は、第6条第4項及び第48条第2項の規定にかかわらず、次

に掲げる額とする。

- (1) 一般会費(年額)
- 個人 1,000円
- (2) 賛助会費(年額)
- 個人 3,000円

団体 10,000円

- (3) ホットハート会費(年額)個人 2,000円
- 3 本会の設立当初の役員は、第10条第1項及び第2項の規定にかかわらず、別紙役員

名簿のとおりとし、その任期は、第12条第1項の規定にかかわらず、本会の成立の日から平成15年5月31日までとする。

- 4 本会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第37条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 本会の設立当初の事業年度は、第41条の規定にかかわらず、本会の成立の日から平成14年3月3-1日までとする。

附則

第5条における事業の追加は、平成15年9月2日より施行する。

附則

第2条における事業所所在地の変更及び第5条における事業の追加は、平成18年9月6日より施行する。

附則

第5条における事業の追加は、平成18年11月20日より施行する。

附則

第16条における役員の任期等における変更は、平成20年9月10日より施行する。

附則

法人定款における全面改定は平成24年10月30日より施行する。

附則

第5条における事業内容に改定については、平成25年8月22日より施行する。

附則

第22条総会権能・第31条理事会権能の変更、第30条字句訂正、第39条・第40条・ 第45条・第46条の法改正に伴う変更は、平成26年8月7日より施行する。

附則

第5条の事業内容の改定、第9条の会員の資格の喪失及び第10条の会員の退会、第54条の公告の方法における変更は、平成30年 8月2/日より施行する。

特定非営利活動法人清水障害者サポートセンターそら

設立当初の役員名簿

武立目例の仗員和得							
役職名			氏	名			
理事長		土	屋	博	義 .		٠
副理事長		井	柳	博	雄		
副理事長		松	永	晴	子		-
理 事		青	木	實			
理事		山	崎	令	子		
理 事		薩	JII	勇			
理事		松	本.	誠			
理 事		石	橋	稔			
理 事		石	ĴП	晃.	吉		
理 事		上	野	仁			
監事		杉	Щ	昌	弘		
監事		森	忠			·	

中澤通訓 様

特定非営利活動法人 清水障害者サポートセンターそら 理事長 山本 忠広

法人会員継続(年会費の納入)のお願い

日頃より当法人の活動に多大なご支援とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。 皆様のお蔭で令和元年度も順調に事業運営できておりましたこと、合わせてご報告 させていただきます。

さて、今年は新型コロナウイルスが心配される中、大変恐縮でございますが令和 2 年度も法人会員の継続をお願い致します。

書中にてのご案内で失礼とは存じますが、ご協力のほど宜しくお願い致します。

※年会費の納入は4月末日までにお願い致します。

現在の 会員区分 と年会費	②正会員 3,000円 ・・・・会員総会に参加(議決権を有する)する個人 賛助会員 3,000円 ・・・・法人の理念に賛同し協力する個人 賛助団体会員 10,000円・・法人の理念に賛同し協力する団体(法人)
郵便振込	00850-0-121994 清水障害者サポートセンターそら ※お振込の場合、依頼者名は左上のお名前でご記入ください。 ※昨年度会費納入が郵便振り込みの方は振込用紙を同封させていただきま したのでご利用ください。
銀行振込	清水銀行堂林支店 普通 2194896 特定非営利活動法人 清水障害者サポートセンターそら 理事長山本忠広 ※お振込の場合、依頼者名は左上のお名前でご記入ください。
口座引落	引落日は4月27日(月)になります。 ※ご利用料の口座引落をご契約頂いている方は年会費口座引落となります。
持参	平日 9 時~16 時の間で、法人事務所までお願いいたします。

※会員区分の変更や退会、その他ご不明な点がありましたらご連絡ください。

お問合せ先:054-366-8000

様式第1-1	号			<u> </u>			
			•	整理者	番号	4-1	5
決 会派代表	者。常	経理責任者	伴	経理担	.当者		
使途項目 7 8 1 -	サーチキー - 0 0 2 (会》	支 出 証系名・議員氏名 よ	E 拠 書 らじのくに県	民クラブ -	-中 澤	通	ı()
経費項目	調査研究費・研修費・	広聴広報費・要請情等活動	・会議費・資料作	減費・資料購入費	・事務費	・事務所費・人	件費
内 容	光熱水費(電気	流代·永道伏·)				,
年 月 日	令和 2年 ←月	【6日~令和 年	月日	金額	(1640	円
					•-		
目的	政務活動事務所	で使用する光熱水	皇				
使 途	<u> </u>						
政務活動・ 県政との 関 連 性	_					,	
≪領収書貼付	<u></u> 枠≫						
	02-331 02-4-3 02-4-8 02-4-8 02-4-8 02-4-8 02-4-8 02-4-8 02-4-8		* 3,280	, シス** オカシス1	′ኑ" ዏ፞		
	02-422						

14 () a 70 ()	5-1-(+5- A - 4 / -)	11 3 6 3	
按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動	2250	1/2	1.00
で按分	3	%	1640 A

[※] 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に 記入すること。

整理番号 会派代表者 伴 経理責任者 経理担当者 使途項目 支 出 証 拠 書 -004 7|7|9| (会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中 澤 通 訓) 経費項目 調査研究費・研修費・広聴広報費・要譲渡管託動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費 四变代 内 容 令和 乙年 4月20日~令和 年 年 月 日 月 · ·額 120 円 现场罗克《记録(目的 冲变代 使 途 降南による小世間返の記場序 政務活動・ 県政との 関連性 ≪領収書貼付枠: ~~~~~ 領 収 証 ~~~~ 2020年4 月20日 中澤通訓 但 写真代金 L記IEに領収いたしました TEL <0543> 5 2 - 8 2 1 0 FAX <0543> 5 2 - 5 0 9 3 税抜金額

按分の理由	· 領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる		./	
ものである。	120 円	100 %	/20 円

消費税額(

[※] 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に 記入すること。

整理番号

会派代表者

経理責任者

伴

経理担当者

使途項目

拠 出 証 書(各種団体会費) .支

7 0 0 1

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・中 澤 通 訓)

経到	費項	ĺ 🗏	調査研究費・研修費					
内;		容(みずかかやき塾、念養						
年	月	田	令和2年 ←月20日~平成 3年3月	·目	金	額	8/17-5	, 円

名界。 考名人12 53 卓话 1287、広(各界の 会の趣旨・ 動向を調査好り 的 年的 8日の清淀公 会の活動 内容等 る界の動のを欠ることにより、本県や地域の 政務活動・ 県政との 諸課題への対応を検討する際の参考とする。 関連性

≪領収書貼付枠≫

脈 鳘 温 田 平

金で 払ならて料税い込る大下金等まみも切さにがす 替っ 振っ Mの電イ につみ A I U ON **\$6** 月件 印紙税申告納 付につき麹町 税務署承認済

※ 添付書類:団体の会則・事業概要・その他(

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる	9 1F7	/	8152
ものである。	0、132 円	100 %	6.13 2 円

[※] 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれ ぞれ該当欄に記入すること。

令和2年度 第26期 新規塾生募集要項

象:男女年齢不問、学習意欲がある方

募集人員:500名程度

募集期間:4月1日(水)~4月15日(水)※消印有効

場。静岡市清水文化会館マリナート

受講料:8,000円(全講座8回分)※但し、夫婦の場合は15,000円

申 込 み:下記記入例のように、官製往復はがきに住所、男女別、氏名(ふりがな)、

年齢、電話番号、返信用宛名を記入し、郵送してください

はがき1枚につき1名のみ応募できます

夫婦の場合は1枚に連名で記入してください

受講诵知:応募多数の場合抽選を行います

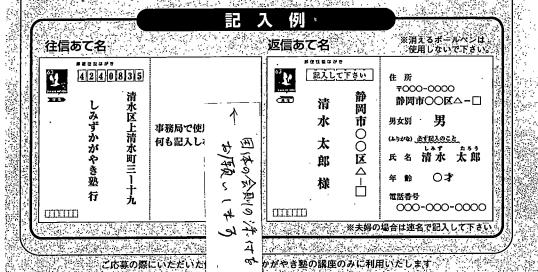
結果は4月20日頃、返信はがきでお知らせします

お申込み先:しみずかがやき塾事務所

: 〒424-0835 静岡市清水区上清水町3-19

しみずかがやき塾事務局 TEL・FAX 054-353-6700 (問合せは4月1日~15日 月・水・金 10:00~12:00)

返信はがきが届く お申込み



新規会員

生涯青春~种维等。

しみずカッカッやき葉

第26期講座案内



















第26期しみずかかやき室のご案内

開講式 13:00より / 講座 13:30より

「朝まで生テレビ」でお馴染みの田原総一朗氏が長いジャ この激動の世界を生き抜く最新のビントをお話します。

岩波映画製作所、テレビ東京を経て、77年フリーに。現在は政治・経済・メディア・コンピューター等、時代の最先端 プロフィール の問題をとらえ、活字と放送の両メディアにわたり精力的な評論活動を続けている。テレビ朝日系で'87年より「朝まで 生テレビ」、189年より2010年3月まで「サンデープロジェクト」に出演。105年4月より早稲田大学特命教授。 2019年ATP賞特別賞を受賞。BS朝日「激論!クロスファイア」、テレビ朝日「朝まで生テレビ」。

13:30 45

2020

2020

政治、人権、平等・・・様々な社会の問題。誰もが自分らしく生きられる社会とはどう いう社会なのか、誰もが分かるようにお話しします。

大阪市生まれ。法学者・大阪大学非常勤講師。専門は国際人権法、ジェンダー法、憲法等。 TBS系「サンデーモーニング」や朝日放送「おはよう朝日です」「キャスト」などに出演 父が近鉄ラグビー部コーチ、母が同部寮母だったため、寮のあった近鉄花園ラグビー場内で育つ。 2019年、ラグビー・ヤマハ発動機の監督を退任された消宮克幸氏が立ち上げた一般社団法人アザレア・スポーツクラ

2020

プロフィール

だ

ブの理事も努め、6月には(公財)日本ラグビーフットボール協会理事にも就任。

ネット社会の中で、子どもや若者の心の発達にゆがみが生じつつある。豊かな感性、 柔軟な思考力、人間関係形成力を育むには、どうすればよいのか。絵本や読書が、今、 克服の道をひらく鍵になっていることを語りたい。

1936年 (昭和11年) 栃木県生まれ。

災害、事故、公害、病気など、現代人が直面するいのちや心の危機について、半世紀にわたり取材・研究を続け、数多 くのドキュメンタリーな作品や評論を書き続けている。最近は、高齢化社会の中での「死生観」と生き方の検索、厳し い喪失体験後の心の再生とその支援、子どもの豊かな人間形成のための絵本活動などに力を入れている。

13:30より

2020

なぜ古典を、人は読むのか、その根源を問う!?生きること、死ぬことの意味を、わ れわれには、生死の事を考え出した瞬間に、哲学や文学を必要とする。哲学や文学を 必要とした瞬間に、古典学徒になるのである。

1960年福岡生まれ。国学院大学大学院文学研究科博士課程満期退学。博士(文学)。奈良大学文学部教授。 第12回日本民俗学会研究奨励賞、第15回上代文学会賞、第7回角川財団学芸賞、第20回奈良新聞文化賞、第12回立命

万葉文化論の立場から、歴史学・民俗学・考古学などの研究を応用した「万葉集」の新しい読み方を提案。

しみずかがやき塾は、ボランティアにより運営されています

月に一度は学びの日

2020

ら無理」より「じゃあどうする」の方が面白い゙ 全盲弁護士の夢のかなえ方」

壁にぶつかったとき、出来ない理由、ダメな理由を探すよりは、「しゃあどうするか」 と考える、その方が毎日は面白くなるし、その事によって、人生の深みを得ることが できる。人生に立ちはだかる困難との上手な付き合い方をお伝えじます。

1977年静岡県生まれ。先天性緑内障により12歳で失明する。

2006年、司法試験に合格し2007年弁護士登録(第一東京弁護士会)。全盲で司法試験に合格した日本で3人目の弁 プロフィール 誕士になった。 警審「全盲の僕が弁護士になった理由 ~あきらめない心の鍛え方」 (日経BP社) は、2014年、 松坂桃李主演でドラマ化され大きな反響を呼んだ。

13:30より

get j

プロフィール

プロフィール。

プロフィール

2020

脳からの指令は、体中の臓器、筋肉、意識などに届き日々の活動を営むうえで重要で す。脳神経外科医として、皆様の健康寿命を延ばす心得や体を動かす運動などについ てアドバイスを致します。、

藤田医科大学ばんたね病院 脳神経外科 教授・脳血管・ストロークセンター センター長 藤田医科大学ばんたね病院 院長補佐/公益財団法人 加藤庸子国際基金 代表理事 専門:くも膜下出血、脳動脈瘤、脳動静脈奇形

脳神経外科分野で日本初の女性教授となり、脳動脈瘤クリッピング術の権威の一人。

人生100年時代、同じ生きるなら「楽しく・おもしろく」生きたいものですね。その

為には勿論お金も必要ですが・・・それ以上に必要なものは「健康と笑い」です。今回、 は、笑い(ユーモア)の不思議な力をたっぷり指南させていただきます。

2007年 【医笑同源: 笑い (ユーモア) でこころ豊かな歓びのある生活を! 」テーマに「NPO法人健康笑い塾」を設立 し、全国の皆様に、生活における笑い(ユーモア)の重要性を啓蒙し、「笑いとしあわせ」をお届けする笑配人として

また、葉家きく臓の芸名で落語も嗜んでいる。

閉購式 13:00より /

「錦織健デノール・リサイタル」 ビアノ:多田聡子

テレビ、ラジオでもおなじみの人気のオペラ歌手、錦織健の楽しいコンサード。絶大 な人気を誇る日本歌曲からテノールの美声をたっぷり楽しめるイタリア歌曲、オペ ラ・アリア等盛りだくさんのプログラムを楽しいトークと共にお届けします。

国立音楽大学卒業。文化庁オペラ研修所第5期修了。

文化庁在外研修員としてミラノに、五島記念文化財団の留学生としてウィーンに留学。 1986年のデビュー後、数多くのオペラやコンサートに出演。 第九や宗教曲等のソリストとしても高く評価を受けている。 テレビ・ラジオへの出演や2002年よりオペラ・プロデュースも行うなど幅広く活躍。

※講師の都合及び自然災害等により、内容が変更になる場合がございます。

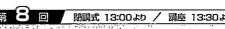


















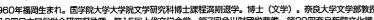






(c)大八木宏武(都恋愛)





館白川静記念東洋文字文化賞受賞。

				整理番号	814
決 会派代表者	河部 部	経理責任者	伴	経理担当者	
ا تماما	サーチキー O 0 1 (会派名・i	支 出 証		ラブ – 中 澤	通 訓)
経費項目	調査研究費・研修費・広聴	広報費・要請陳情等活動費	・会議費・資料作	対費・資料購入費・事務費	・事務所費・人件費
内 容	是形代	事易代	(5/3/2))	·
年月日令	和2年1月3	日~令和 年	月日	金額	5000 H
目的.	政務活動事務所で使	5用する駐車場代			
使 途					
政務活動・ 県政との 関連性	We want to the control of the contro		and the second s		To provide a provide Act
《Apply 中日L/LLAN					
領「	汉 証	中等通言	川事務計	[様 _{No.}	
	* 7.7				
内訳 現金				上記正に領収いたじま	以及印紙
小如手 手 形					
<u>消費税</u> 都	(等(%)) 5-18	-			
		但書:、	5月分駐車1	易代	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動		/2,	£
で按分	(OÓoつ 田	50 %	7000 H

[※] 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 伴 経理担当者 会派代表者 経理責任者 サーチキー 使途項目 拁 出証 支 7 | 7 | 8 0 0 2 -会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中 澤 通 訓) 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請願情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費 経費項目 新聞購読(朝日、農業新聞) 内 容 令和 2年 4月25日~令和 日 額 6,660 円 月 金 年 月 日 県政、社会情勢に関する情報収集 目的. 2 年 4月購読料 使 涂 政務活動・ 県政等の情報を収集し、議会質問や政策の参考にする。 県政との 関連性 ≪領収書貼付枠≫・ **EE** 領 以又 支店 区域 順路 中沢 通訓 007 254 領収金額(含消資税) 4, 037 ※朝日新聞 1 6,660 _m ※農業新聞 1 2,623 2020 年 04 月分 領収致しました。 0 (内消費税 6,660 (内消費税 0) 493) 有限会社 石原新聞店 係 静岡市清水区江尻東1-1-1 桜ヶJ フリーダ イヤル 0120-107-466 本店 桜ヶ丘支店・ 352-1914 054-366-1074 ご開設ありがとうございます。本証はご保存下さい。金額その他を訂正したものは緑効です。

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b) 政務活動費支出	政務活動費支出額(a×b)	
全て政務活動にかかる	•	/		
ものである。	6,660 円	100 %	6,660 円	

[※] 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に 記入すること。

	· ,				整理番号	4-20
決 会派代表	長者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
使途項目 7 7 9 -	サ - 0	ーチキー 0 3 (会派名・i	支 出 証	_	ブ – 中 澤	通訓)
経費項目	調査	研究費・研修費・広				
内 容	明	光幸饭:	公. 魚場-	予韵书	(R2.10	, 29
年 月 日	令和	→年(月23	,日~令和 年	月日全	金 額	4765 A
目的	H.	歌の情報	や郭告と	心意息	聪来	
使 途	/=	之一多(史A	ず(ずー	之)		
政務活動・ 県政との 関連性	<u> 1</u> 2	で女の記	10 th	品の学化	本応です	虺(.
《領収書貼付金額以上的一個工作。	枠 ************************************		章 (1) (1) (2) (2) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	7530 (次於內(下金) 日上記正に領収V (福)十二	様 No - - Elで	000109 収入即紙

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会		1/2	14:04
活動で按分	29530円	50 %	「ナルフ」日

[※] 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。





請 求 書 (兼施設利用明細)

静岡市清水文化会館 指定管理者 清水文化事業 静岡市清水区松原町5-17



下記のとおりご請求申しあげます。

記

利 用 日: 令和2年10月29日(木)

催事内容: 県政報告会・文化講演会

入場料等: 有料(最高額 500円)

請求金額: 第1次納付金

※各日総額より10円未満切り捨て

¥29, 530

静清信用金庫 清水支店 普通 0195127 <振込先>

清水文化事業サポート株式会社

代表取締役 大石泰明

※お振込み手数料は利用者様のご負担と なりますので予めご了承ください。

納付期限: 令和2年4月30日(木)

利用会場		*	利用時	間帯	•••	午前	(9:00	~ 1	2:00)	/ =	F後(13:00	~ 16	: 30)	/夜	間(1	7:30	~ 22	:00)
利	用月日(曜)	10月	29日	(木)	F	日	()	Ę	日	()	F	B	()	月	日	()	月	日	()
施設名		午前	午後	夜間	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間
大ホ	ール			0															
Deffy Disc.	一次納付金		29,	35円				4.7 4.1 4.1					9 - 49		* 1		2 W .	er Per	
小ホ	ール			! ! !			; ; ;								•				
	一次納付金	- 19 E	= 1 2 2 3 1					<u>.</u>	, , ,					* 5 (38) 5			\$.		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	全 面		; ;				1						!						, , ,
ギャ	A区画		:									1	•						1
	B区画								<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>	,			<u>. </u>			<u> </u>
ラ リ	C区画			<u> </u>		!	<u> </u>		<u> </u>			<u>!</u>	<u>:</u>			! !			
	D区画		 	!		<u> </u> 	!	ļ	<u> </u>	<u> </u>	ļ		<u> </u>		 	 			<u> </u>
·	一次納付金	Page .			Ś.,							ng North ea		***	1 4 1 4 1 4 1 4 1 4 1 4 1 4 1 4 1 4 1 4		,		
リハー	サル室																		
	一次納付金		12/36 ³	, ib		****		2 x 2 x 3 x 3 x 5 x 5 x 5 x 5 x 5 x 5 x 5 x 5				, i				i sa		į	
	1																		
練習室	2																		
Live and the second	一次納付金	100	olgž _a je			É.				100				ومانيات	e. Na	4.	4. C		الله المالة
The state of the s	各日計		29,	530円		- sta - 21	0Á	1 4 00	3	0円			0円	1	1000	0円	N.		0円
【備考】	・今回ご記	清求σ	第一	次納作	寸金に	t、基	本料会	金の50)%と	なりき	Eす。								

今回ご請求の第一次納付金は、基本料金の50%となります。 【慵考】

. ,		·		整理都	号	4-2	-/
決 会派代表	渚	経理責任者	伴	経理担	当者	:	
使途項目 7 8 1 -	サーチキー - 0 0 2 (会派名	支 出 証 ない 議員氏名 る	- 拠 書 - じのくに県!	民クラブ -	中澤	通。訓	1)
経費項目	調査研究費・研修費・広	恋広報費・要請陳情等活動費	・会議費・資料作	滅費・資料購入費	・事務費・	事務所費・人	件費
内 容	光熱水費(電気が	・水道代・	.)				
年月日	令和2年4月20	月~令和 年	• 月 日	金額		7,63P	円
目的	政務活動事務所で	使用する光熱水費			•		
使 途	<u> </u>						
政務活動・ 県政との 関 連 性	· —	,			·		
02 02 02 02 02 02 02 02	中≫ -423 -423 -423 -423 -423 -423 -423 -428 -428 -428 -428 -428	· *19,2	278 <mark> </mark> Ŧユウブラ	רי חבעיׁכ ״ז			

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動	. 02.50	1/2	0/20
で按分	/ Y278' _円	%	[1637 _H

[※] 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 -22 経理責任者 経理担当者 会派代表者 サーチキー 使途項目 支 出 証 拁 7 8 2 0 0 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ – 中 澤 通 訓) 調査研究費・研修費・広聴広報費・雲請願情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費 経費項目 内 容 新聞購読 (静岡新聞) 令和 2年 4月2日~令和. 3300 月80円 月 額 年 月 \Box 日 金 目 的 県政、社会情勢に関する情報収集 卫年 月購読料 使 途 政務活動· 県政等の情報を収集し、議会質問や政策の参考にする。 県政との 関連性 ≪領収書貼付枠≫ F02 0217 2020 年 領収証 4 月分 読者No 中沢 通訓 様 部数 静岡新聞 <u>×</u> 3300 3,300 用13: .02-03-39: 900: (消費税込) 14 02-03-31 800 15 02-04-06 200 3,300円(内消費税 0円(内消費税 244円)株式 0円)会社 02-04-08 800 02-04-10 200 02-04-27 200 02-04-27 200 02-04-28 200

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる	330°	/.	3300
ものである。	2.080 円	100 %	-2,980 円

3,300 シミス"シンフ"ンテン

[※] 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に 記入すること。

				整理番号	4-23
決 会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
	チキー D 3 (会派名		正 拠 書 ふじのくに県民/	プラブ ―中 澤	
経費項目調酬	究費・研修費・広聴	広報費・要請喇に番	費・会議費・資料作成費	・資料購入費・事務費	・事務所費・人件費
内 容 イン	 ⁄ターネット接	続料 (人	- 月請求分)		
年 月 日 令和'	2年(4月2)	5日~令和 年	月日金	新	2,035 円
目的政務	活動上の情報に	又集に使用する。			
使 途	_				
政務活動・ 県政との 関連性 ≪領収書貼付格					
○ 快快音知11件	■ 今回の「お支払明細審」をお送り におい。なお、合計額を下記の通り しあげます。 4月 28日	2, 0.3 5 円 でにお願いいたします。		224-260 16番地の8 TOKAIビル	エ・ロ・化日 怀み) から「Web」で閲覧できる ます。 所)をクリックし、必要本項を を停止いたします。業費が必
次 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	50かとうございます。今回3名様控等とご照合ください。つでようしくお願い申しあ	お支払い日の前営業日まお支払い口座	**フェチノリ Cのお問合せ 団 静岡市葵区呉服町2-7-26		高への切替のお手続記について ではご利用明細音のご案内方法を「禁奪」 切替を推進しております。 連醇岡ホームページからご登録をお願いしま www.nissenren-shizuoka.co.jp おホームページの「My 日英建静図」(左上の箇所 ささい。翌月から業章でのご利用明細章の発送を 「Web」「新」ともにご選択ください。
Webl.ず光か沈专址.田細華	いっちご利用いただき誠にありがとうございます。今回 いたします。 お手もとの、お客様控等とご照合ください 自動振替させていただきますのでよろしくお願い申しあ お間合せ番号 お支払い日 2020年 4月	今月のお支払い金額 ※お支払い口座へのご入金は、 金融機関名 支店名 で 方店名	等 171 171	TEL 054-252-7188 FAX 054-25 [お問合せ時間] 10:00~17:00	◆Web間這への切替のお手続起について中のか、エロ連携面ではご利用明細音のご案内方法を「葉書」なサービスへ切替を推進しております。 下記、日専連静岡ホームページからご登録をお願いしまれ取り://www.nissenren-shizuoka.co.jp ※日専連静岡ホームページの「My 日専連静岡」(在上の園所) ご登録ください。翌月から業章でのご利用明細章の発送を 要な方は「Web」「紙」ともにご選択ください。
按分の理由 全て政務活動にかか		書金額(a)	按分率(b)	政務活動	助費支出額(a×b)
ものである。		2,035 円	10	00 %	2,035 円

[※] 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に 記入すること。

採八另1一1	<i>√</i> 5 .			整理番	号	4-24
決 会派代表	諸部	経理責任者	伴	経理担		
使途項目 7 8 0 -	サーチキー - 0 0 3 (会	支 出 証派名・議員氏名 ↓		シクラブ -	中澤	通 訓).
経費項目	調査研究費・研修費	・広聴広報費・要請嫌情等活動物	・会議費・資料作成	潰・資料購入費	・事務費・	事務所費・人件費
内 容	事務所電話代	(NTT \(\frac{1}{2} \)	目請求分)	,		
年 月 日	令和2_年 ✓ /	月23日~令和 年	月 日	金 額	(F0/K A
目的	政務活動に使	用する事務所電話代				
使 途	_					
政務活動・ 県政との 関連性						·
≪領収書貼付	枠≫		•	• •		
	通常式込料金 振替払込請求書歌 (加入者名 金額 お こご	光 通割 様	TEL U12U 02-04-23 874-569 清水相生 郵便局	が (インシンス / ハンシンス / N 94260002 この要領証は、大切に保管してください。(金融協関・CVS店協保管)	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動		1/2	66.0111
で按分	8029 A	%	TOTAL MI

[※] 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

 決裁
 会派代表者
 経理責任者
 経理担当者

使途項目

サーチキー

支 出 証 拠 書

7 7 4 - 0 0 3

___ (会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中 澤 通 訓)

経費	費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請制等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費
内	容	県庁にて調査
年	月月	令和一年 十月 / 日~令和 2年 十月 27日 金額 5-740円

目的	県の施策、主要事業等の内容・進捗状況などの聴取及び関係書類の整理
使 途	交通費(電車・バス代)
政務活動・	
県政との	県の施策、主要事業等の内容や進捗状況を確認し、議会質問や政策提言に活かす。
関連性	

≪領収書貼付枠≫

別紙のとおり

按分の理由	領収書金額(a)		按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる			. /	
ものである。	5.940 I	円	100 %	5.940 _H

[※] 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

No.	月日		用件	金額(円)
, 1	4月		资料港吧	660
2	月 S	1	7年多代人	660
3	л 6		建多年 通等分主	660
4	月 [(• • • •	行发轮点	660
5	月 / _		安村程理	660
6	月20	目C	种员能点 计字记的	6.60
7	. 月2	, ,	中年安全	660
8	月2	(L _H	中部费林	660
9	月2	<u>)</u> =	多.(6)年	660
10	月	日		
11	月	日		
12	月	日		
13	月	Ħ		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
14	月	日		
15	月	日		
16	月	月		
17	月	Ħ		
18	月	月 日		
19	月	月		
20	月	月		<u> </u>
			合 計	37,40

7-18

作成日時: 2020/05/06 10:39

刻印番号 媒体タイプ LuLuCa(PASAR+POINT) 発行日 2014/03/03 有効期限

(申謂)

(窘)

(霜)

ネが情報

停留所 (発)

停留所 (発)

SF券種 一般 バス・鉄道共通 SF属性 大人 ¥500

デポジット

(停止)

経由

フリガナ ナカザワ 氏名 中澤 郵便番号 〒424-0828

住所

割引

割引

ミチノリ 通訓

性別 男性 生年月日 1944/09/23 年齢 75 才 電話番号 (自宅) 054-352-5641

(携帯)

最終残高



割引

割引

定期属性 発行日 定期券種

経由

適用期間 停留所(発) 停留所(発)

静岡県静岡市渭水区千歳町

(着) (着) 経由 経由

19年77(元)	(/										
一件明細ID 処理日時	機器	処理	金額	残額 未	了 支払方法	詳細			 		
	4 64 54 44				,						
					د پ	•					
					<u> </u>	.,					
/3331 2020/04/27 13:31	自動改札機	SF利用	Ο ¥330	¥2,110		新静岡 → 入江岡				· .	
3330 2020/04/27 13:05	自動改札機	SF利用	¥0	¥2,440		新静岡 →					
3329 2020/04/27 10:13	自動改札機	SF利用	O ¥330	¥2,440		入江岡 → 新静岡					
3328 2020/04/27 09:44	自動改札機	S F利用	¥0	¥2,770		入江岡 → ・				•	
3327 2020/04/27 09:42	券売機	チャージ	¥1,000	¥2,770		入江岡	1号機				
/3326 2020/04/24 13:31	自動改札機	SF利用	Q ¥330	¥1,770		新静岡 → 入江岡					
3325 2020/04/24 13:02	自動改札機	SF利用	¥0	¥2,100		新静岡 →					
3324 2020/04/24 13:01	券売機	チャージ	¥1,000	¥2,100		新静岡	1号機				
3323 2020/04/24 10:13	自動改札機	SF利用	Q ¥330	¥1,100		入江岡 → 新静岡					
3322 2020/04/24 09:46	自動改札機	SF利用	¥0	¥1,430		入江岡 →					
3321 2020/04/21 16:31	自動改札機	S F利用	O ¥330	¥1,430		新静岡 → 入江岡			 		
3320 2020/04/21 16:02	自動改札機	SF利用	¥0	¥1,760		新静岡 →			 		
3319 2020/04/21 11:24	自動改札機	SF利用	O ¥330	¥1,760		入江岡 → 新静岡					
3318 2020/04/21 10:57	自動改札機	SF利用	¥0	¥2,090		入江岡 →					
/3317 2020/04/20 17:24	自動改札機	SF利用	O ¥330	¥2,090		新静岡 → 新清水					
3316 2020/04/20 16:57	自動改札機	SF利用	¥0	¥2,420		新静岡 →					
3315 2020/04/20 11:13	自動改札機	SF利用	O ¥330	¥2,420		新潤水 → 新静岡					
3314 2020/04/20 10:43	自動改札機	SF利用	¥0	¥2,750		新湑水 →					
3313 . 2020/04/20 10:42	券売機	チャージ	¥1,000	¥2,750		新清水	3号機				
/ 3312 2020/04/15 14:02	自動改札機	SF利用	O ¥330	¥1,750		新静岡 → 入江岡					
3311 2020/04/15 13:37	自動改札機	SF利用	¥0	¥2,080		新静岡 →					
3310 2020/04/15 13:37	券売機	チャージ	¥1,000	¥2,080		新静岡	1号機				
3309 2020/04/15 11:23	自動改札機	SF利用	O ¥330	¥1,080		新湑水 → 新静岡					
3308 2020/04/15 10:54	自動改札機	SF利用	. ¥0	¥1,410		新渭水 →					
/3307 2020/04/10 17:20	自動改札機	S F利用	O ¥330	¥1,410		新静岡 → 入江岡					
3306 2020/04/10 16:58	自動改札機	SF利用	¥0	¥1,740		新静岡 →					
3305 2020/04/10 10:38	自動改札機	SF利用	O ¥330	¥1,740		新溝水 → 新静岡					
3304 2020/04/10 10:09	自動改札機	SF利用	¥0	¥2,070		新渭水 →					
3303 2020/04/06 20:17	自動改札機	SF利用	O ¥330	¥2,070		新静岡 → 新清水			 		·
3302 2020/04/06 19:49	自動改札機	SF利用	¥0	¥2,400		新静岡 →		·			
3301 2020/04/06 13:18	自動改札機	SF利用	O ¥330	¥2,400		入江岡 → 新静岡					
3300 2020/04/06 12:50	自動改札機	SF利用	¥0	¥2,730		入江岡 →					•
(3299 2020/04/03 16:59	自動改札機	SF利用	O ¥330	¥2,730		. 新静岡 → 新清水					
3298 2020/04/03 16:34	自動改札機	SF利用	¥0	¥3,060		新静岡 →					<u> </u>
3297 2020/04/03 12:03	券売機	チャージ	¥2,000	¥3,060		新静岡	1号機		 		•
3296 2020/04/03 12:03	自動改札機	SF利用	O ¥330	¥1,060		新濱水 → 新静岡					

	bu vor	1 . A98: .1 ··	工程的 《 :] 一十一字 [] 二十十分是 : 1	. · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		PROPERTY FOR A	TO CAMPEN AND SERVICE OF THE LAND.	(A) 作为: \$P\$(2) (B) (A)
一件明細ID	機器 加性	25.38			1.1	The transfer to the contract of the second	1	10 (A) 46 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
		O ¥330		新静岡 → 入江岡	·			
3294 2020/04/01 15:36	自動改札機 SF利用	A0 +230	¥1,720	新静岡 → 八年間		-		
3293 2020/04/01 15:09	自動改札機 SF利用	O ¥330	¥1,720 ¥1,720	新清水 → 新静岡	·			
3292 2020/04/01 11:03	自動改札機 SF利用	¥0	¥2,050	新清水→				
3291 2020/04/01 10:35	自動改札機 S F 利用	¥U	\$ 2,050	机用水一、			·	
							_	
··· -								.,
								·
						 	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
						- · · · · · · · · · · · · · · · · 	 	
							 	
								
								
							 	
								
				•				
							-	
				-		,-0		
							1	
							· · ·	
							T	
								,
			* ************************************					
								ļ
								<u> </u>
								
								
								
							 	
							· ·	
							 ,	
					<u> </u>			
							 	
		11444	V				-	
								
					~			
	;		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		L.,	J	1	<u> </u>

保工男」一丁方		, .	•		
				整理番号	4-26
決 会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
使途項目 サ 7 8 2 - 0	ーチキー 0 1	支 出 証	拠 書		

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中 澤 通 訓)

経費項目 調査研究費・研修費・広聴広報費・頸線情等話讃・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費

内 容 職員給与 (↓ 月分)

年月日 令和 2 年 ↓ 月 (日~令和 2 年 ↓ 月) 日 金 額 36063円

目的	政務活動を補助する職員を雇用
使 途	_
政務活動・	
県政との	··································
関連性	

給料支払明細
 基本
 給

 所定時間外賃金
 對計 料料金料稅稅 險麼 绺 氓 硃 保常民 煙 $^{\sharp}$ 支 避避 合健介厚 雇所住 支 绺 챆

8/、5 時間 x 885 円 = 12、127 円

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動	4 4	1 / 2	
で按分	72/27	50 %	36063 _H

[※] 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

·.			政	務	活	動	事	務	雇	用	者	出	勤	簿			
	4	月分			E	£	名	1	•								 -
政	務 活 ፤	助業 務	内	容	政和	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	動関係	(書)	頂作成	政	务活 重	事務	処理	-事務	· 连 約	 子·来?	字応対
B	曜日			日	付		区	分	(C)等で	表示)			勤系	所時	間 数
1	25	② 勤	務	日	・付	日(非勤	務日	を含む	<u>;)</u>	年次	有給	休暇	+-			7
2	本	③ 勤	務	日					を含む		年次			+-			<u>6</u>
.3	躗	③ 勤	務	日					を含む		年次			+-			<u>5,5</u>
4	1	⑨ 勤	務	Ħ					を含む		年次			┪—			2 / 5 /
5	<u>a</u>	· 勤	務	日	• 休	日(非勤	務日	を含む		年次			 -			<u> </u>
6	12	- 勤	務	日	• 休	日(非勤	務日	を含む		年次			+		-	· · · · ·
17	X	勤	務	Ħ	- 休	日(非勤	務日	を含む		年次			1			
8	기<	● 勤	務	日	• 休	日(非勤	務日	を含む	٠ (ز	年次	有給	休暇	1	·	(Z
9	本	() 勤	務_	日	• 休	日(非勤	務日	を含む	· (C	年次	有給	休暇	\top			/
10	②	少勤	務	日	• 休	日(非勤	務日	を含む		年次			+		7	<u>5</u> 45
11	<u>+</u>	·勤	務	日					を含む		年次	有給	休暇	1		7	50
12	12	·勤	務	日	• 休	日(非勤	務日	を含む		年次			\top			
13	[2]	少數	務	日					を含む		年次	有給	休暇	1			4.5
14	75	① 勤	務	日	• 休	日	非勤	務日	を含む	٠ (ز	年次	有給	休暇				<u> </u>
15	기	<u> </u>	<u>務</u>	日					を含む		年次	有給	休暇				\overline{Z}
16	本	<u> </u>	務	且					を含む		年次	有給	休暇	1		11 1	3.5
17	度	少勤	務	日					を含む		年次	有給	休暇				3.5
18		・勤	務	日		_		_	を含む		年次	有給	休暇				
19	13	勤	務	且					を含む		年次	有給	休暇				-
20	[2]	少勤	務	且		_		_	を含む		年次	有給	休暇		,		3.5
21	火	⑨ 勤	務						を含む		年次	有給	休暇			۱۱)	3.5
22	<u> </u>	②勤	務	且		_		_	を含む		年次	有給	休暇			.)	3.2
23	1) 勤	務	日					を含む	 -	年次	有給	休暇				3.5
24	2	・勤	務	且					を含む		年次						
25	上	・勤	務	且					を含む		年次	有給	休暇				
26	3	・勤	務	且					を含む		年次	有給	休暇				
27	13	⑨勤	務	旦					を含む		年次		•••				3.5
28	4	夢	務	旦					を含む		年次						3.7
30	7(●勤	務	昌					を含む		年次				-		
31			<u>務</u> 務	日 日					を含む		年次			4_			<u>35</u>
	計世		171		- 14	<u>, </u>	くるとまり	济口	を含む	י נט	年次	有稻	1不暇			(N)	
									124	5	^/ ·	20				<u> 81</u>	<u> </u>
上記	己のとお	り雇用し	ょた、	ことを	証明	する	•				4p		1	L >1	D	3.5	
1									ふ	じの	ぐに県	民ク	ラブ	19	军业	AZU	何当

* 証明は、雇用主が署名して押印する。

様式第1-4号	<u>1</u> 7									
					整	理番号	40	27.		
決 会派代表	者。第	経理責	任者	伴	経理	担当者	4			
使途項目 7 8 0 —										
T	月分】	(会派名•	議員氏	名 ふじのくに県	民クラ	ラブ・中	澤道	動 訓)		
区分	前回給油(領	収書貼付分) A	1	今回(直近の)給油	В	総走行路	巨離 C=	B-A		
年月日	年	月日		年 月 日						
走行距離		k m			km			km		
(経費項目別充	当額)	·								
経費項目	走行距離(km)			算 方 法 ※			充当額	(円)		
事務費	921	/8 _H		2/ km/		km	165	78		
※単価による ※領収書によ	る充当方式	: 単価 (円) ×			₽%─□□ □ ₩	# /I=a	· \			
・積上げた ・充当限度		:領収書金額(分:領収書金額(走行距離(km)/総定 充当限度割合	E1丁此角	性(上記し)) (KIII.)			
≪支払証明≫上	記のとおり支持	払った(充当した) こと	を証明します。	議員氏	34 中	澤通			
			,							
≪領収書貼付料	≟≫									
•	·									

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	,		
	·		
		•	

ものである。 ※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入す なこと。

円

100 %

16.578

全て政務活動にかかる

•	月日	内容	行 程	走行距離(km)
	4/20	面间与一中间的		55
	4	甲原一協原一的作		P8
	. 6	2部以一三年一马克的一个	(=D)	42
	8	表写一句一节		K3
	9	100 - 45 - 74	1/3	87
	(/,	不是一有度		3 P
	12	川根一古田一 使連 まりず2 19D 3をほ	_	163
^ ·	17	魔原一年四一香印一有 思考的·	う夜	クス
	19		B1914	8,6
	22	一角原		. 8≤
	24	两间内		69
	26	展展一步的中央一步是一	元 不为 50 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元	87
	36	零局之		3/
				·
			·	
	• •			
				·
		合 計		921

.